

大和市告示第73号

大和市起業家支援助成金の支給に関する要綱を次のように定める。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市起業家支援助成金の支給に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大和市企業活動振興条例（平成30年大和市条例第11号）第3条に規定する基本理念にのっとり、本市において起業を行う者の経営基盤の構築及び経営の安定化を支援し、もって本市の産業の活性化に資するため、起業を行う者に対し予算の範囲内で助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象者（以下「対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 起業家支援スペース（大和市創業支援等事業計画に基づき本市が提供する起業家向けレンタルオフィスをいう。以下同じ。）を1年以上使用してからその使用を終了した者であって、その使用の終了日から1年を経過していないもの
- (2) 起業家支援スペースの使用の開始日以後に、市内において事業のために継続して自ら使用する事務所、店舗等（次のいずれかに該当するものを除く。以下「事務所等」という。）を賃借し、事業を営んでいる者
 - ア 住居と兼用するもの
 - イ 貸主が対象者の3親等以内の親族であるもの
 - ウ 対象者自らが貸主となっているもの
- (3) 本市の市税等に滞納がない者（ただし、滞納があっても既に分割等で納付を履行し、又は分割納付誓約書を提出している者を除く。）

(助成金の額)

第3条 助成金の額は、対象者が賃貸借契約を締結している事務所等の賃料（管理費、共益費及び消費税を含む。）の月額に相当する額に6を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。）又は600,000円のうちいずれか低い方の額とする。

2 助成は、対象者1人につき1回限りとする。

(支給申請)

第4条 助成を受けようとする者は、起業家支援助成金支給申請書を、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 印鑑証明書（法人にあっては、代表者の印鑑証明書）
- (2) 個人事業の開業届出書の写し（法人にあっては、登記簿謄本（履歴事項全部証明書））
- (3) 事務所等の賃貸借契約書の写し又はこれに代わるもの
- (4) その他市長が必要があると認めるもの

(支給決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の適否を決定し、起業家支援助成金支給（不支給）決定通知書により申請者に通知するものとする。

(支給方法)

第6条 前条の規定により助成金の支給決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、市長に助成金の支給を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を適当と認めるときは、速やかに助成金を支給するものとする。

(経営継続義務)

第7条 助成事業者は、助成金の支給を受けた日から1年を経過するまでは、市内において経営を継続しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(報告等)

第8条 市長は、必要があると認めるときは、助成事業者に対し、事業についての報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。

(助成金の返還等)

第9条 市長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の支給決定を取り消し、又は既に支給した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により助成金の支給を受けたと認めるとき。
- (2) 第7条に規定する経営継続義務に違反したとき。

(暴力団等の排除)

第10条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により、この要綱による助成事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、申請者が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するか否かの照会を行うことができ

る。

2 市長は、前項の照会により申請者が暴力団等に該当することが判明したときは、第5条の規定による助成金の支給決定を行わない。

(様式)

第11条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第 1 1 条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第 1 号様式	起業家支援助成金支給申請書	第 4 条
第 2 号様式	起業家支援助成金支給（不支給）決定通知書	第 5 条